納税は便利な口座振替をご利用ください

口座振替は、納期限を気にせず、金融機関の指定の口座から税金を直接納付できる便利なもので、納め忘れがありません。

納税のために、金融機関等へ出かけなくても済みますので、ぜひ『口座振替』をご利用ください。

◆振替できる町税
・町県民税（普通徴収分）
・固定資産税
・軽自動車税
・国民健康保険税（普通徴収分）

◆依頼（申込）手続き
①預貯金通帳と届出印を持参し、口座のある取扱金融機関へ、直接お申込ください。
②依頼書は、町内の金融機関の窓口のほか、役場、町民サービスセンターにも備えてあります。

◆取扱できる金融機関
・京葉銀行
・千葉銀行
・千葉興業銀行
・銚子信用金庫
・銚子商工信用組合
・山武郡市農業協同組合
・ちばみどり農業協同組合
・中央労働金庫
・みずほ銀行
・三井住友銀行
・郵便局（ゆうちょ銀行）

◆振替日
各納期限の期日となります。

◆納税通知書の送付
振替の依頼（申込）をした場合でも、税額や課税の根拠を記載した『納税通知書』を送付しています。

◆問い合わせ
税務課収税班
☎（84）1212

交通遺児育英会 奨学生募集

保護者等が道路における交通事故で死亡したり、重い後遺障害で働けず、経済的に修学が困難な高等学校・高等専門学校・大学・短大・大学院・専修学校・各種学校の生徒・学生（申込時29歳までの方）に奨学金を貸与しています。

奨学金は、無利子で貸与終了後に返還していただきますが、最終学校卒業後6ヶ月据え置いてから20年以内の割賦返済となります。

◆申込・問い合わせ
財団法人交通遺児育英会
☎03（3556）0773
フリーダイヤル
☎（0120）521286
ホームページ
http://www.kotsuiji.com

○児童手当現況届は６月中に提出を○

児童手当は保護者からの申請に基づき支給されます。また、手当を受けている方は現況届の提出が必要です。お早めに手続きをしてください。

現況届に必要なもの
①現況届（受給中の方には郵送されます。）
②健康保険証の写し（請求者がサラリーマンの場合）
③所得証明書（平成25年１月１日に横芝光町に住所がなかった方）

児童手当の支給対象
中学校３年生までの児童（15歳到達後最初の３月31日までの間にある児童）を養育している方に支給されます。

特例給付
受給者の前年所得が一定額以上の場合特例給付が支給されます。

児童手当支給額（月額）

支給対象児童		支給額（１人につき）
０歳～３歳未満	出生順位にかかわらず	15,000円
３歳以上～小学校修了前	第１子・第２子	10,000円
	第３子以降	15,000円
中学生	出生順位にかかわらず	10,000円

特例給付支給額（月額）
児童の年齢及び出生順位にかかわらず、１人につき5,000円

手当の支給
児童手当の支給は、認定請求をした月の翌月から支給されます。支給月は毎年２月・６月・10月の３回で、それぞれの前月分までが支給されます。

※出生、転入等で新たに手当を受ける対象となった方は、請求手続きをしてください。

◆提出・問い合わせ　福祉課社会福祉班　☎84－1257